

規 則

難病の患者に対する医療等に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年五月二十六日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県規則第四十三号

難病の患者に対する医療等に関する法律施行細則の一部を改正する規則

難病の患者に対する医療等に関する法律施行細則（平成二十六年埼玉県規則第八十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「届出」の下に「（第一号に係る申請にあつては、支給認定の更新の申請を除く。）」を加え、同条中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 前条第一項第一号に係る申請（支給認定の更新の申請に限る。） 埼玉県保

健医療部疾病対策課長又は居住地を管轄する保健所長

附 則

この規則は、公布の日から施行する。